

**鳥取県告示第 401 号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

境港市佐斐神町字砂浜ノ一 7 の 14、7 の 15（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 解除の理由

航空保安施設用地とするため

2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

1 の (1) に同じ

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

1 の (3) に同じ

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。）